

第 52 条 第 33 条から第 37 条までの規定により、再入学、転入学、編入学、転学部又は転学科を許可された者に係る既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに修業年限及び在学期間については、教授会の議を経て学長が決定する。

2 本学の学部転入学又は編入学を許可された者が本学の学部に入る前に他の大学等において修得した単位については、卒業の要件に必要な単位数の 3 分の 2 を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。

(他の大学等の授業科目の履修等)

第 53 条 学部の学生は、学長の許可を受けて、他の大学等の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、別に定めるところにより、第 51 条第 1 項及び第 2 項並びに第 54 条第 2 項の規定により認定された単位を含め 60 単位を超えない範囲内で、本学において修得したものと認定することができる。

(他の教育施設等における学修)

第 54 条 学部の学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位については、第 51 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 2 項の規定により認定された単位を含め 60 単位を超えないものとする。

(その他)

第 55 条 この章の定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験、成績の評価等について必要な事項は、別に定める。

第 7 章 卒業及び学位等

(卒業及び学位)

第 56 条 本学の学部転入学又は編入学をした者にあつては、第 52 条の規定により決定した修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、第 32 条第 1 項第 3 号に定める場合は学長が卒業を認定しないことがある。また、同号の事由による除籍の場合において、同条第 2 項にいう別に定められた手続により学長が除籍された者の卒業又は修了を認定するときは、改めて教授会の議を経ることを要しない。(以下第 57 条第 1 項において同じ。)

2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に卒業証書を授与する。

3 本学の学部を卒業した者に学士の学位を授与する。

(別科助産専攻の修了)

第 57 条 本学の別科助産専攻に在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が課程の修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定された者に修了証書を授与する。

(学位に関する必要な事項)

第 58 条 本学において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験等、学位について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 資格

(取得できる資格)

第 59 条 学科において取得できる資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 247 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部科学省令第 26 号）に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる免許状を受ける資格を取得することができる。

| 学科 | 免許状の種類 |
|--------------|-------------------------------------|
| 国際文化学部国際文化学科 | 中学校教諭 1 種免許状(英語) |
| | 高等学校教諭 1 種免許状(英語) |
| 国際文化学部文化創造学科 | 中学校教諭 1 種免許状(国語) |
| | 高等学校教諭 1 種免許状(国語) |
| 国際文化学部情報社会学科 | 高等学校教諭 1 種免許状(情報) |
| 社会福祉学部社会福祉学科 | 高等学校教諭 1 種免許状(福祉) |
| | 特別支援学校教諭 1 種免許状(知的障害者)(肢体不自由者)(病弱者) |
| 看護栄養学部看護学科 | 養護教諭 1 種免許状 |
| 看護栄養学部栄養学科 | 高等学校教諭 1 種免許状(家庭) |
| | 栄養教諭 1 種免許状 |

(2) 次の表の左欄に掲げる学科において、前項の免許状を受ける資格（栄養教諭 1 種免許状を除く。）を取得するもので、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる修了証書を受ける資格を取得することができる。

| 学科 | 資格の種類 |
|------------------------------|--------------------------------|
| 国際文化学部国際文化学科 国際文化学部文化創造学科 | 司書教諭(学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)) |
| 看護栄養学部栄養学科 | 司書教諭(学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号)) |

(3) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

| 学科 | 資格の種類 |
|--------------|----------------------------|
| 国際文化学部国際文化学科 | 司書(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)) |

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 国際文化学部文化創造学科 | 学芸員(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)) |
|--------------|-----------------------------|

(4) 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、同表の右欄に掲げる免許を受ける資格を取得することができる。

| 学科 | 免許の種類 |
|------------|-----------------------------|
| 看護栄養学部栄養学科 | 栄養士(栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)) |

(5) 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

| 学科 | 試験の種類 |
|------------|---------------------------------------|
| 看護栄養学部看護学科 | 看護師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)) |
| 看護栄養学部栄養学科 | 管理栄養士国家試験(栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)) |

(6) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

| 学科 | 試験の種類 |
|--------------|---|
| 国際文化学部国際文化学科 | 日本語教員試験(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和 5 年法律第 41 号)) |
| 国際文化学部文化創造学科 | |
| 社会福祉学部社会福祉学科 | 社会福祉士国家試験(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)) |
| | 精神保健福祉士国家試験(精神保健福祉法(平成 9 年法律第 131 号)) |
| 看護栄養学部看護学科 | 保健師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)) |

(7) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得する。

| 学科 | 資格の種類 |
|--------------|----------------------------------|
| 社会福祉学部社会福祉学科 | 社会福祉主事(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)) |
| | 児童指導員(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)) |
| 看護栄養学部栄養学科 | 食品衛生管理者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)) |
| | 食品衛生監視員(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)) |

2 別科助産専攻の所定の授業科目を履修し、課程を修了した者は、助産師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号))を受験することができる。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 60 条 学長は、特に他の模範となる学生に対し、教育研究評議会の議を経て表彰することができる。

2 表彰について必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 61 条 学長は、学則その他本学の定める諸規程を遵守せず、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対し、教授会の議を経て、懲戒として訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

2 退学の処分は、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がなくて出席常でないとき。

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

3 前 2 項に定めるもののほか、懲戒について必要な事項は、別に定める。

第 10 章 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料

(入学試験料等)

第 62 条 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料等は、別に定めるところにより納入しなければならない。

第 11 章 補則

(補則)

第 63 条 この規程に定めるもののほか、本学の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 18 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、平成 18 年 4 月 1 日以後も引き続き公立大学法人山口県立大学が設置する山口県立大学に在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法(以下「授業科目等」という。)は、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 18 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学又は編入学する者に係る授業科目等は、別表 1 から別表 3 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

4 平成 18 年度前期の授業料の納付の時期は、第 70 条第 2 項の規定にかかわらず、理事長が別に定める日までとする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 生活科学部及び看護学部は、改正後の山口県立大学学則(以下「改正後の学則」という。)第 2 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 健康福祉学研究科生活健康科学専攻は、改正後の学則第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 平成 19 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者(以下「在学者」という。)に係る取得できる資格並びに授業科目、単位数及び履修方法(以下「資格等」という。)は、改正後の学則第 64 条、第 65 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 19 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る資格等は、改正後の学則第 64 条、第 65 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る資格等と同様とする。

ただし、生活科学部栄養学科に編入学する者は、生活科学部栄養学科における所定の授業科目を履修し、その単位を修得するほか、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)に定める必要な授業科目を履修し、その単位を修得した場合に限り、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に社会福祉学部、看護栄養学部看護学科及び看護学部在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法(以下「授業科目等」という。)は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 3 平成 21 年 4 月 1 日以後に看護栄養学部看護学科に再入学、転入学及び編入学をする者に係る授業科目等は、別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山口県立大学学則第 15 条の 2 の規定は、平成 22 年度以降に入学する者について適用し、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 23 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る通算の休学期間は、改正後の学則第 27 条第 5 項の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 23 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る通算の休学期間は、改正後の学則第 27 条第 5 項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る通算の休学期間と同様とする。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 24 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る取得できる資格並びに授業科目、単位数及び履修方法（以下「資格等」という。）は、改正後の学則第 64 条、別表 1 及び別表 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る資格等は、改正後の学則第 64 条、別表 1 及び別表 4 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る資格等と同様とする。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の第 46 条の 2、別表第 1 及び別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る授業科目等は、改正後の第 46 条の 2、別表第 1 及び別表第 1 の 2 の規定にかかわらず、その者の所属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。
- 4 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「大学院在学者」という。）に係る授業科目等は、別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成 27 年 4 月 1 日以後に山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、その者の所属する年次の大学院在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 27 年 9 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 24 年 3 月 31 日に社会福祉学部 に在学し、平成 24 年 4 月 1 日以後も引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の山口県立大学学則第 64 条第 5 項及び別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 29 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 29 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 30 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 30 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 31 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成 31 年 4 月 1 日以後に履修するものについては、改正前の別表第 1 の「教育哲学」を「教育原理」に、「教育方法学」を「教育方法・教育課程論」にそれぞれ読み替えて適用する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の山口県立大学学則第60条第1項ただし書きの規定は、令和3年度以後に在学する者について適用し、令和2年度以前に除籍となった者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年3月31日に社会福祉学部に在学し、令和3年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の山口県立大学学則第64条第1項、第5項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和4年3月31日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1、別表第4及び削除後の第46条の2、別表第1の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和4年4月1日以後に履修するものについては、改正前の別表第1の「教育方法・教育課程論」を「教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）」に読み替えて適用する。
- 3 令和4年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1、別表第4及び削除後の第46条の2、別表第1の2の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。
- 4 令和4年3月31日に山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「大学院在学者」という。）に係る授業科目等は、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和4年4月1日以後に山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、その者の所属する年次の大学院在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和5年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和5年3月31日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 令和5年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の第44条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和6年4月1日)
(施行期日)
この規程は令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日)
(施行期日)
この規程は令和7年4月1日から施行する。